

議案第137号

大阪市職員互助会条例の一部を改正する条例案

大阪市職員互助会条例（昭和30年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第8号」を「第9号」に改め、同項に次の1号を加える。

- (9) 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の職員で、地方公務員等共済組合法第3条第1項第5号の規定に基づく大阪市職員共済組合の組合員であるもの

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

職員互助会の会員の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員互助会条例 (抄)

(互助会の組織)

第2条 省 略

2 職員以外の者のうち、次に掲げるものは、前項及び第8条(第6号から第8号までに掲げる
第9号

者にあつては、同項、第7条及び第8条)の規定の適用については、職員とみなす。

(1)-(8) 省 略

(9) 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合の職員で、地方公務員等共済組合法第3条第1項第
5号の規定に基づく大阪市職員共済組合の組合員であるもの